

熊本市公的オンブズマン設置に伴う意見交換会議事録

日 時 平成22年8月31日（火） 午後7時00分～9時00分

会 場 熊本市役所14F 大ホール

出席者 渡邊栄文委員長、坂本秀徳副委員長、徳永理映委員、柳楽雅子委員、
坂本孝広委員

- 1 開会（委員長挨拶）
- 2 オンブズマン制度の概要説明
- 3 これまでの検討委員会での検討内容説明
- 4 意見交換

事務局	それでは、ただ今から意見交換会に入ります。 これからの意見交換については、渡邊委員長の方に議長を務めていただき、進行をお願いすることとしております。 渡邊委員長よろしくお願いします。
渡邊委員長	委員長の渡邊でございます。 これからの意見交換については、私の方で進行させていただきます。 円滑な進行となりますよう、皆様方のご協力をお願いします。
事務局	まず、意見交換の進行につきまして、本日ご参加の皆様方に申し上げます。熊本市自治基本条例をより良くする会からは、7月12日に開催されました第2回検討委員会において、同会で作成された条例素案を提出され、検討委員会で受理している経緯がございます。このため、検討委員会では、本日の意見交換会において、他にご参加の市民の方々のご意見やご提案の中で伺うこととしました。まずこの説明を受け、その後、ご参加の皆様からご意見やご提案をお願いしたいと思います。 他にご参加の方で、条例素案等、ご自身の資料を基に提案、ご説明を行いたい方はいらっしゃいますか。 いらっしゃらなければ、自治基本条例をより良くする会の方にご説明をいただきたいと思います。 先ほどの経緯もあり、本日の資料を事務局が預かっておりますので、配布いたします。 それでは、他の方々のご意見をお聞きする時間も必要でございますので、簡潔に論点を整理してご説明の方をお願いします。 約20分～25分の範囲でよろしいでしょうか。お願いします。
西村氏 (熊本市自治基本条例をより良くする会会長)	熊本市自治基本条例をより良くする会の会長、西村です。 私たちは、より良い自治基本条例を制定することを目指してきました。そういう中で、熊本市公的オンブズマン条例が検討されていますが、私自身も自治基本条例の自治推進委員でもあります。 従いまして、私たちは、自治基本条例にある提案型の市民活動であると

	いう立場から、よりよい条例を作るために、この提案をさせていただきます。よりよいオンブズマン条例を作る条件は、今日存在している。その一つは自治基本条例であります。これは、市民と議会と行政が一体となって熊本市の自治を進めていこうということで合意した内容です。その中の第38条は、最高規範性として、他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用にあたっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図ることを義務付けています。従いまして、今回のオンブズマン条例制度は、自治基本条例の最大なる尊重で、整合性を持ったものにしなければならないということを検討委員会の方、議会も行政も義務づけられているという認識が大事だと思います。他の都市におけるオンブズマン条例は、自治基本条例が出来た随分前にできた条例でありまして、その精神がオンブズマン条例に充分反映されていないのが実情でありました。しかし、熊本は後発であったということにより、政治、地域の経験や改善、問題点、自治基本条例から学んで時代の変化を取り入れてよりよい熊本市らしいオンブズマン制度を作ることができるという条件が整っていると考えます。熊本市民にとって、利用しやすいようなオンブズマン条例制度をつくることは、熊本市民やその関係者の使命だと考えます。私たちはオンブズマン条例案として第1次案、第2次案を作成しておりまして、今配布された第2次案について説明いたします。 一番大事な点の一つは、オンブズマンは、市民の代理人であるということです。 市民の利益と権利をオンブズマンの活動を通じて私たちは実現をする。オンブズマンの目的は市民生活をより良くすることです。それを実現していく上で、行政の活動によって市民の生活に影響がでてくるわけですから、当然市民の意向と実情を反映した満足度の高い行政で、公平・公正で透明な市政を推進する。これは自治基本条例第10条で定められており、自治基本条例とオンブズマン条例が目指すものと一致しております。次に、オンブズマン条例の中で特に、第3条の簡易、迅速が重要かと思えます。検討委員会ではこの簡易という言葉を外されているが、簡易というのは、気軽に誰でも申し立てられる。そして、その申立てが充分受け入れられ、救済を求めている全ての市民が救済される、その保証が簡易、迅速であることから、オンブズマン条例から外してはいけないと思います。次に第2条ですが、オンブズマンの所管事務についてもわかりやすくしていただきたい。現に審議されている事項といっても抽象的で一般の方はわかりにくい。自分の申立てが審議されているものは、管轄外とするといったわかりやすい条文にしてもらいたい。次に責務の問題。オンブズマンは自
--	---

	治基本条例を遵守しなければならない。オンブズマンは市民団体と有機的な関係であり、調査過程等を公開し情報を市民と共有する。これは自治基本条例の 25 条、34 条にもあります。全ての段階で情報を共有し問題を解決するというのが基本であるということです。それからオンブズマンは事実と法と道理に基づいて公に説明しなければならない。オンブズマンは強制力を持っていません。あくまでも事実と法と道理に基づいて説明して納得してもらうことになります。また、オンブズマンは、政党又は政治的目的のために利用してはならない。あくまでも中立な立場でなければならない。オンブズマンは違法行為を発見した場合には、関係機関に通知することが必要になります。それから、当然、市の機関は、自治基本条例を遵守しなければならない。また、独立性を尊重・確立し、保障しなければならない。また、情報を共有しなければならない。次に市民の責務ですが、市民は、オンブズマン制度の運営に主体的・積極的に参画・協力・協働することに努める。これが市民にとっての責務である。また、市民は、知り得た行政の情報をオンブズマンに積極的に提供する。これは、自治基本条例の 25 条に記載されています。また、オンブズマンの資質・能力についてですが、法に基づかない行政はあり得ないことから、正当な根拠をもって法的な経験・知識を持った方がオンブズマンにならなければならない。市長の恣意的な指名を防ぐため、市長が指名したオンブズマンに委嘱するのではなく、選考委員会をもってオンブズマンを選ぶことが必要であると思います。その場合、選考基準を公表し全国的に公募する必要があると思います。次に苦情処理の第 4 章ですがオンブズマン制度の簡易迅速に処理する制度です。書面のみによって行い、住所・氏名・趣旨・理由・原因を明確にすればいいのですから、はっきりと条文に謳う必要があると思います。次に調査対象事項の 16 条ですが、正当な理由があるときの理由は、明確に条例にうたう。つまり市民がオンブズマン制度を利用することから、このことをはっきりさせておく必要があると思います。正当な理由の第 17 条 4 では、3 年間は過去の有効性を受け付け、保障をする必要があると考えます。 第 20 条ですが、苦情申立人が内容に対して納得できなかった場合には、苦情申立人へ説明をする必要があると思います。次に 21 条の調査方法ですが、オンブズマンは調査報告を公表し透明なオンブズマン活動にしてい く。22 条の調査への協力ですが、オンブズマンは、調査をして事実の中にある真理を明らかにする。市機関等が非協力的な場合は、オンブズマンはその事実を公表する。同時に市長にも報告をします。 調査の結果ですが、はっきりと全てをしつかり公表する。このことは市
--	---

	民への啓蒙活動にもなる。それは行政の問題についても公にするので行政側の人々への啓蒙にもなる。また、その事実に基づいて自己の見解を公表する。 勧告はどういう場合に勧告するのかを明確にする。具体的に条例・規則・要綱等の項目を上げて明確にする。次に２５条ですが、６０日以内というのはあまりにも漠然としています。段階的にどういうふうに進んでいるのかは見えないため、勧告や意見表明をした場合１０日以内に意思表示をする。また受け入れられるのならば、計画を立てていただき、その計画を公表する。そして４５日以内に「再発防止策」を提出する。次に、２７条活動報告ですが、市長が議会に出席して報告する。議会は行政を監視しているという役割がありますから当然、議会に出席して報告をする。そして２８条ですが、オンブズマンは市民に報告をする。また、報告会やシンポジウム、研究会、一年間の活動の検証会を開いていくことが必要かと思います。 最後に第５章の事務局です。この事務局はオンブズマンになくてはならない事務を扱う中心的なものです。それで私たちはこう考えます。事務局と人材と予算の関係がありますが、まず、独立した部局で市長直属という考え方です。オンブズマンという重要な部署でありますから、局長級の方が事務局長になるべきです。また、事務局長と事務局員はオンブズマンの指揮下で、事務を行ってもらう。事務局長、事務局員の人事は、オンブズマンの意向を聴いて決定してもらいたい。情報を共有して市民に参画と協力を求めて協働して運営するよう努めてもらいたい。最後にオンブズマン関係予算は、オンブズマンが市長に申請するということです。以上が私たちがより良いオンブズマン制度条例にするために必要な問題提起をしたものです。検討会議で私たちが提案した内容について関心を持っていただければ幸いです。
事務局	ありがとうございました。それでは、引き続き、皆様方のご意見をお伺いしたいと思います。恐れ入りますが、発言の際には、手を上げていただき、名前を告げられたのち、ご発言をお願いします。
浅尾 氏	まずは、大きな間違いを指摘します。４・「制度導入のきっかけ」で連携・協働とありますが、これは連携ではなく参画です。自治基本条例で連携という言葉が出てくるのはこの後の２４条と３６条です。参画・協働を重んじられないこのような姿勢が意見交換会を最初から調整しないところにも表れていると思います。５名の委員の方一人ずつ、お聞きしたい。まず渡邊委員長にお聞きします。誰のために条例を作るのですか。学識経験者という位置づけで委員となられていますが、自治基本条例制定後は学識経験

	者の方々は、助言者という位置づけで熊本市はなってきたと思います。 次に弁護士の坂本先生にお聞きします。行政訴訟の経験はありますか。 徳永さんにお聞きします。今まで消費者アドバイザーとオンブズマンとの関係の位置づけはどう考えられたか。 市民代表として、柳楽さんにお聞きします。検討委員会が三回あり議事録も拝見しました。三回参加されてきてどうか。 次に坂本次長は市の職員さんですよね。行政側ということで県から来られ、政令市問題で来られているとも聞いている。市は直接市民と接することが多いのですが、県は市民の方と接することも少ないと思います。市と県との関係について意見をお願いしたいと思います。
渡邊委員長	誰のために条例を作るのかということですが、当然市政は市民のために実施されなければならない。オンブズマンはその市民のために市政が行われているのを監視することですので、誰のためにかといわれたら、それは熊本市民のためということになります。
坂本（秀）副委員長	私は、専門分野として金融保険を扱っております。行政訴訟を扱ったことは一件もございません。ご質問の内容は本委員会の人選に対する不公平感からのご指摘かと思えますけど、良心に誓って懸念されるようなことは一切ありません。私たちも選ばれた以上は、気概を持って一生懸命勉強してやっております。皆さんそれぞれの考え方もあるでしょうけれど、今回もご意見を伺ったうえで、一生懸命考え、検討していきたいと考えております。そこは、ご理解いただきたいと思います。むしろ、その選任よりも内容に対する意見の方がもっと実りある意見交換なのではないのでしょうか。
徳永委員	開かれた市政の運営、推進、市民の理解を得るためのオンブズマン制度と思っています。私自身は、熊本市民の安全・安心な市民社会のためにと いう思いで活動しておりますし、できるだけ権利を主張し難い立場の弱い高齢者等含め、市民の立場にたち、なんとか行動できないかと思い取り組んでおります。
柳楽委員	三回出席してどう思われたかということですが、漠然としており、どう答えようかと迷っています。委員会に関しては事前に勉強会もありますし、あの検討委員会の場合だけで進めていると思われると非常に心外ですし、私なりに学びながら論議できるように努力しています。また、市民の一人として違う観点で公的オンブズマンが市民の中で育てられるように努力していきたいと思っています。
坂本（孝）委員	私は、県から派遣され1年半になります。市と県との違いですが、確かに総務部等限られた部署は、市町村をまとめる役が県の仕事で、どちらか

	というと中二階的な役割を担っていると言えらると思ひます。ただ、情報部門等市民と住民と接する部門もあり一概には言えないと思ひます。しかし、一般論として言えば中二階的な役割を担っているといえます。私は、市にきた以上は、市の職員という気持ちで頑張っています。
事務局	他にいらっしゃいますか。
市民（Ｂ）氏	私は、去年から市民オンブズマンのもとで学んでいます。目標を持って頑張っているらっしゃる NPO のオンブズマンに対してどのように評価されていますか。 公的オンブズマンは無償ではありません。市民オンブズマンは無償です。
渡邊委員長	市民オンブズマンは、分類から行きますと、私的オンブズマンになります。それに対して熊本市が制定しようとしているのがパブリックな公的オンブズマンです。評価ということですが、個人的には、私的オンブズマンが言ったことは、行政によって聞き流される恐れがあると思われまふ。これがないように制度化された公的オンブズマンが必要です。具体的に行政には、オンブズマンの要求、資料提出依頼にもきちんと応答したり説明する義務を課しておく必要があります。また、行政活動に非があれば、意見表明、勧告する際、私的だと聞き流される可能性が高いことから、公的オンブズマン制度を条例化し義務を課さなければ機能しないと思ひます。
市民（Ｂ）氏	行政には監査員制度があるが逃げ道があり機能していません。 無償のオンブズマンと違って、公的オンブズマンは馴れ合いがでたりするのではないかと懸念します。覚悟してやって欲しい。
事務局	ご意見としてお聞きいたします。他にいらっしゃいませんか。
市民（Ｃ）氏	私は武蔵ヶ丘に住んでいるが、高齢者が大変なことになっており、バス停に行き場のないお年寄りがいるので、コミュニティ広場でお年寄りを集めて食事を作ったりしている。保健所等色々な行政に協力を求めているが、どこも援助も協力もしてくれない。 行政はもっと協力するべきだと思う。色々な問題がある。
渡邊委員長	そういう問題はオンブズマン制度ができれば、対応してくれると思ひます。一つ前のご意見について、公的オンブズマンは管轄外事項については、調査ができませんが、私的オンブズマンは制約がなく調査することが可能かと思われまふ。それから考えると、公的オンブズマンができることで、私的オンブズマンの存在がなくなることはないと思ひます。公的オンブズマンと私的オンブズマンは相互補完性にあるのではないかと思ひます。
事務局	それでは、時間の関係がありますので、簡潔にお願いしたいということと、条例素案の中身等につきましてご意見等をいただきたいと思ひます。

橋本 氏 (くまもと市民 オンブズマン代 表)	市民オンブズマン代表の橋本です。公的オンブズマンの制定で、市民オンブズマンには何の影響もないかと思います。むしろ歓迎しております。現在たくさんの苦情が持ち掛けられ困っているところですので、苦情処理機関は早く立ち上げて欲しい。その公的オンブズマンの条例のポイントですが、第8条の選考委員会の問題かと思われます。公的オンブズマンを私的オンブズマンがチェックすることは、実際、札幌で実施されており、様々なケースがありました。ですから今、一番の関心は選考の仕方であります。公的オンブズマンが市民の代理人の立場である以上、代理人を密室で検討されることについては非常に危惧しています。何らかの形で参画が必要かと思います。そこで考えたのが選考委員会であります。行政が選び、議会が承認するというのは非常に不明瞭であります。それで、選考委員会で選考基準は明確なものにし、オープンにするべきかと思います。 自治基本条例が出来た後のオンブズマン制度ですので、他都市にモデルとなるような条例にしてもらいたい。選考に市民の意見を反映させるシステムとしてやっていただきたい。
渡邊委員長	公的オンブズマンは、相対的には独立しております。その場合、他のどの機関と類似しているかといいますと、行政委員会かと思います。 議会の同意を得て市長が任命している行政委員会の委員の地位に似ていると思います。各種行政委員会がありますが、学識経験者ですとか、市民で構成する選考委員会はないと思われます。これは今後検討しなければなりません。地方自治法にある市長の任命権の問題が出てくる可能性があります。従いまして、行政委員会の委員に似た地位を有するというのであれば、市長が議会の同意を得て任命するという方法で、然したる問題はないかと思います。また、議会の同意を得るというのは、市民が選んだ各層の議員、即ち、熊本市市民各層の同意を得ることになります。選考委員会の設置というのは、条例に規定することにはなじまないと思います。
市民（D）氏	中野区の教育委員は、公選制により委員の任命をしたという歴史があるので、なじまないという話は成り立たないのではないかな。
渡邊委員長	はい、確かに公選制がありましたけれども、例えば熊本市の場合、他のところはありませのでその論理は通用すると思います。
西村 氏	関連しまして、新潟市は合併したときに区の代表を選びました。行政委員は、オンブズマン同様に市長が任命しますが、その際に区の代表を市民が投票し、投票数の一番多い人を市長が任命しています。市長に任命権があるからというストレートな形だけではなく、さまざまな任命の形がある。ですから、住民が投票して選んで市長が任命するという方法もある。条例と選考の検討委員会を作りまして、そこで公募し検討するが最終的には市

	長が任命する。このような任命の仕方もありますので、条例になじまないということではない説明が欲しいと思います。
渡邊委員長	熊本市の組織の中でオンブズマンの地位が他の制度のどこに近いかと考えた場合、行政委員会に一番類似していると思います。行政委員会の委員の任命方法は、議会の同意を得て市長が任命するということですので、この方法をとっても違和感はないと思っております。
西村 氏	それは、市の一つの形式論で市長が任命するというのは決まっています。従って、より公正でより公平でより透明な形でどう選ぶかが大事。議会が同意し市長が任命するのはいいと思うのだが、だからといって選考委員会の否定はできない。つまり条例で決めればできること。そして議会によって決める。新しいシステムには抵抗がありますが、考える必要があると思います。
坂本（秀）委員	私は全くの個人的な意見として申し上げますと、このことについては検討してみる価値はあるかとも思います。と言うのも、この検討委員会の委員の選任自体を不審に思っておられる方がいらっしゃる中で、誰がオンブズマンになるのかということについては非常に関心があるでしょうし、この提案は議論してもいいのかなとも思います。 市長の任命にあたっては推薦を尊重する、複数推薦する等も考えられ、それを踏まえ、市長が任命するというのもあるかとも思います。当然、制度設計の問題はあると思いますが議論してみる価値はあると思います。
事務局	他にご意見ありますでしょうか。
未川 氏 （春日のまちを 良くする会会 長）	熊本市自治基本条例が4月に施行されたのですが、現実としてこの理念が履行されているのか。現実的な問題として本当に反映されているのかと非常に疑問をもっている。A3の資料の確認ですが、5番目（2）熊本市情報公開・個人情報保護審議会委員の職務に関する事項を外すということになっていますが、私は17年間情報開示をやってきました。その中で異議申し立てもしてきましたが、存在・不存在を審議するのであって、審議会の規則の中には、審議会が制度の運営に関する重要事項について実施機関に建議することができるという条文があるにもかかわらず私の場合建議されたことが無い。そのようなことから熊本市が執行する情報公開についても外すというのは問題だと思う。熊本市自治基本条例の参画、協働、情報共有という理念が本当に遵守されるということであれば、個人情報に関する苦情は外してもかまわないと思うが、熊本市が行う業務執行に関する存在・不存在についてを審議するものであるから、これを外すことは大きな問題であると思う。

	１６番目、代理人により行うことができるという項目ですが、代理人の資格、制限とかは審議されたのか。また、団体に所属している会員の苦情処理についても団体の責任者がその代理人として申立てすることもできるのではないか。というのは次の１７番目にも関連しており、その１７番目にある申立人が自身の利害を有しない場合という部分の自身の利害を有しないという解釈は千差万別であると思われる。それをオンブズマンの判断に任せるということであれば、その辺に指針がなければ問題が出てきはしないかという懸念があります。 ２３番目、制度の改善を行うことができない特別な理由があるときは、当該理由を報告しなければならないとありますが、報告を受けただけで、そのままとどうするのか、その辺が明確ではないため、この文をみて本当にこの報告が正当なものなのか、市民の目線で見たらおかしいのではないかという場合に、そういう問題も反映できるのか、確認させていただきます。
渡邊委員長	１件目で情報公開に関する話がありましたが、情報公開審査会は、準司法的な手続きによって審査されますので、結論は、公的オンブズマンには管轄権はありません。
末川 氏	審議会では存在・不存在について答申をするのみであり、実地調査もしないという。だからオンブズマンが市の業務についていかに建議してもらえるかを問いたい。情報公開においては市民の目で見えてあるべきものが無いとされることが多いことからお尋ねするのです。
事務局	公的オンブズマンへの意見というよりも情報公開への中身の話かと思われますので、そちらの方でのご意見でお願いしたいと思います。
市民（Ｄ）氏	私たちの中では、情報公開の方に出さなければ、オンブズマンの方に出せるようにするべきではないかと考えています。
西村 氏	申請され、検討していることについては外しますということですよ。職務に関する事項は、議論されていることは外すということですか。
渡邊委員長	その点は非常に重要ですので、委員会で検討させていただきたいと思います。
末川 氏	オンブズマンの業務内容として、市が執行する業務の資料なり情報を申し立てた人にいただけるのか。
渡邊委員長	情報をいただきたいということであれば、それは情報公開のほうに申し立てられてください。 次に、代理人の件ですが、利害関係を有する者というのは、例えば、隣の方が納税されていなくてその人の代わりに申立てするという場合は、利害関係を有するとはいえないことになります。

末川 氏	身近な問題ではなく、例えば公共工事で環境や景観等の影響を受ける場合はどうですか。
渡邊委員長	それは利害関係があるといえます。
末川 氏	では、投資対効果で納税者の立場で、無駄があっているのではという場合はどうですか。最後に、改善が行うことができない特別な理由がある時は当該理由を報告しなければならない。その報告を受けてどうするのかお聞きしたい。
渡邊委員長	報告を受けて更になぜ出来ないのかということを求めることができます。
末川 氏	ですから、それを広く議論する場所が必要ではないですか。それが正当であるかどうか議論するべきではないですか。市民の目線でなんらかの形で周知するべきではないでしょうか。
市民（F）氏	オンブズマンに申立てをするとすれば、これに関する「利用のてびき」はありますか。見せてください。ある人が申立てして、経過報告はされるのでしょうか。年次報告だけではなく、途中で報告をしないと本人もわからなくなると思います。
渡邊委員長	先ほど説明のなかにもありましたが、申立人に対しては当然、個別に報告はいたします。
事務局	これは市の方が、「手引き」ですとかオンブズマンの周知につきましては、わかりやすいものを作成しまして、周知を図っていきます。その件については検討委員会の方でもご理解をいただいております。
末川 氏	迅速に回答するということですが、公表する場合は、例えば決算報告というのは3ヶ月くらいかかりますし、情報公開でも10ヶ月～11ヶ月くらいしないとは出てこないのです。熊本市の予算も時間がかかります。オンブズマンの年次報告書はどれくらいの期間設定を予定されているのか
渡邊委員長	例えば23年度からオンブズマンが活動するとすれば、23年度からの活動状況の報告がでるかと思います。一般的な一年間の活動状況は年次報告書にて公表されます。個別報告と年次報告は別になります。
末川 氏	年次報告書についてはどれくらいの期間で公表されるのか。半年以内には報告するとかありますよね。
西村 氏	年次報告書には相談記録はないのですか。
事務局	その件につきましては、オンブズマン事務局が動き出してからのお話かと思われしますので、今、検討委員会でお答えするのは無理かと思えます。

浅尾 氏	5番目の（４）職員の自己の勤務内容に関する事項という項目ですが、方向性の理由欄のように職員の勤務条件等に関することとされていればとてもいいのですが、方向性の内容欄をみると仕事の事は何も記載されていません。これに対する受け入れ先がない状況ですので右側の表現の方がいいのではないかと思います。 市長が公約検証会で、市民の方から、いわゆる行政の不祥事などの苦情等が出ているが今後どうするのかという意見が出て、公的オンブズマン制度の中でやりますとはっきり答えられたので、是非よろしくをお願いします。
渡邊委員長	重要な部分ですので検討したいと思います。
市民（Ｄ）氏	オンブズマンの任期ですが、他都市は２年が多いとのことで、熊本市は２年ですか。３年が多いようです。３年のところが７都市あります。２年という根拠をおしえてください。有識者を長期に渡り外部から招聘することは困難とありますけど、熊本だけの状況なののでしょうか。 また、今日は情報を知った人達が来られてますから、もっと声をかけて障がい者、高齢者の方々等一人でも多くの方が救済されるように、学習会やこのような意見交換会をお願いしたい。
渡邊委員長	人数は、苦情の件数を勘案して年間６０件程度の予想として一人３０件処理として２人が妥当と考えました。
市民（Ｄ）氏	その件数には、生活保護に関する不服申立て件数は入っているのでしょうか。
事務局	それは入っていません。
市民（Ｄ）氏	では、苦情だけということですね。もっと多くなるのではないのでしょうか。次に任期については。
渡邊委員長	熊本市が任期２年としましたのは、任期２年でありますと、受けていただけでも、３年～４年ですと難しいとされる方も考えられるためであり、当委員会でも１期に限り再任することができるという方向で検討しているところです。
市民（Ｄ）氏	逆に２年だと市民の代理人として信用性がないのではないのだろうかと思ったものですから。
西村 氏	ぜひ、意見交換会を何回か実施してもらいたい。また、熊本市主催ではなく、オンブズマンの検討委員会主催の素案の説明会や学習会、シンポジウム等を実施してもらいたい。
渡邊委員長	再度、意見交換会を開くかについては、今日のご意見を、検討委員会で検討しまして、その中で判断させていただきたいと思います。

	なお、我々は、素案の作成までが与えられた任務でございます。各地での素案の説明会については、市の方で説明すると聞いていますので検討委員会による開催は今の時点では考えておりません。 また、学習会、シンポジウムについては、この意見交換会がその一形態であると考えておりますので、今の時点ではその開催は考えておりません。
浅尾 氏	12月議会に出されるというスケジュールなのですか。
事務局	スケジュールにつきまして、進捗状況ですとか議論に対しまして検討委員会で検討しましたうえで議会に上程いたしますが、12月にこだわるものではありません。
西村 氏	検討委員会は市民の代表として検討されるべきです。この検討委員会は3回しか議論されていない。委員会がもう一回市民の意見を聞いて、検討委員会が修正し、市長に提案するべきだと思います。もっと市民の意見を聞いて反映させようとは思わないのですか。
渡邊委員長	今日のご意見は、検討委員会の方で検討させていただきます。
末川 氏	追加ですが、問題を抱えていたり、この条例では解決できない場合等に、そういう意見を述べさせていただける場を設けていただきたい。そういう機会も個人的でもいいが、問題をこの条例の中でどのように解決できるのか等、現実の問題を反映させていただけないと条例が機能しないと思うのです。自治基本条例が機能しないのはそこにあると思う。少しニュアンスは違いますが。
渡邊委員長	自治推進委員会の所管事項と思いますのでお答えできかねます。
事務局	予定の時間となりましたので、意見交換を終了させていただきたいと思っております。

5、閉会（副委員長挨拶）